

の信仰が淨土教に依つたとの著者の前言に裏切する
ることにならねばならぬ。單に北條氏と禪といふ
問題であるならば斯様な研究態度で遺憾はあるま
いが、鎌倉武士に通じた信仰状態について文化史
的研究を目的とする著者としては彼等の間にも特
殊な地位を占めた一二の執權を捕へて其信仰を見
たゞけでは能事終れりと言えまい。北條氏が鎌倉

武士の代表であるや否やといふことを考量する前
に、先づ是等の一二執權が北條氏を代表すべきも
のなりや否やといふことが疑問であらねばならぬ。
況んや彼等の精神的修養と政治的生活とは必ずし
も一致しなかつたのである。時頼の出家にして
も、著者はそれが専ら佛教的生活を營まうとした
もので、普通の習慣からする出家でなかつたとい
はれるけれども、出家後の時頼が依然として幕府
の樞機を握り俗務に携つて居た事實はこれを見通
すことは出来まい。余輩は執權の出家や禪僧的最

後よりも却て鎌倉諸禪林の一體に萎靡沈滞したと
いはれる此時代の末期に、泰然として主家の難に
殉じた幾多鎌倉武士の間により多く參禪工夫の感
化を認めるものである。總じて形式よりも實質を
重んじた此時代の問題を取扱ふものに取つては此
邊の着眼が一層緊要ではあるまいか。余輩は畏敬
する著者に向つて問訊したい。

加藤繁氏著『支那古代

田制の研究』を讀む

文學士 岡崎 文夫

加藤氏は曾て史學雜誌上で、支那古代の土地制度
の研究を公にせられた。此問題は支那學者の中で
も頗る異論の多い者であるから、氏が進んで此の
難關に研究の歩を進められやうとする努力は、余
輩尙かに感じたのである。今回氏の研究が京都法學

會の手によつて公刊せられたので、取敢ず一讀して、直ちに心附いた點は、以前の推論的判斷が著しく變じて、確實なる史料により分拆的に斷定を下されんとする傾向に進まれたことである。

一体支那古代の土地制度に就て、比較的詳しく知り得る材料は、云ふ迄もなく孟子と周禮とであるが、漢以後の學者は大抵此兩書を強いて揉合して解釋を試みんとする結果、衆說紛起して歸一する所がない。清朝の學者は餘程此點に就て區別するやうになつたが、經書の權威に捕はれ過ぐる爲め其やり方は皆沒批評的である。加藤氏は先づ孟子の傳説と周禮の制度とを峻別し、更に他の古き材料を根據として傳説の真相其年代を斷定せられやうとした態度は、此問題に關して一生面を開かれたと云てよい。

先づ孟子の傳説が研究せられた。即夏が五十畝、殷が七十畝、周が百畝宛の土地を一夫毎に分配し

たといふことゝ、夏に貢、殷に助、周に徹といふ税法があつたと云ふことである。第一問の研究の土臺として、氏は百畝の土地と一夫との干係に注意せられた。諸種の材料からして、周代では前後通じて一夫即一家族が一般に百畝の土地を所有して居た事が事實である。又是れを我國の度量衡に當て篋めて見ても、當時幾口より成る小家族が百畝即約一町七反餘の土地で充分に生計を立てらるゝのである。然るに孟子は是丈の土地が周初に於て一夫毎に分配せられて居たと云ふのであるが、是は事實と認めてよい。一体畝と云ふ字の元來の意味は「うね」である。夫は一家を代表して土地を受くる者である。昔は支那で「うね」によつて土地を測る方法が行はれたのであるが、段々數理が發達してくると、數學の上から面積の單位を定めようとする企圖が起り、其標準として一夫に分與せらるゝ土地の大きさが採用せられ、是を百畝と定め、

かくて一畝の面積が確定するに至つたのだと推定せられた。

此説明法は社會の進歩と云ふ觀念に相應した面白い説であるが、一應考ふべきは單に習慣として百畝の大きさの土地が一戸毎に分與せられた時代と、是が數理的に明確に分與せらるゝ時代との間には著しき進歩の度合の差があり、後者に於ては其裏面に立派な立法的組織を豫想せざるを得ない。孟子が土地分配の法を以て聖人の創意と考へしは此間の消息を傳ふるものである。加藤氏は此點を極めて輕視し只百畝の土地が一族に分與せられた事實を重んぜられたので、必然の結果同じ傳説の一部たる夏には五十畝を與へ、殷は七十畝を與へたと云ふ畝數を以て、到底一家を支に得ないものとして否定し去られたのである。

正當として是が合理的解釋を試みられて居る。貢は孟子も詳しく説明して居る、且氏は是を以て戰國時代の税法とせらるゝから必しも深究の要がないが、助と徹とに就ては古來頗る疑問が多い。今氏の解釋の特色を窺ふと、助に對しては其公田の存在と八家公田を同養する點から考へて、公田の存在は年の豊凶に關らず税を取る人取らるゝ人の間に損得を共通に受けると云ふ税法上の美質がある且つ井田の區劃法は土地の整理を維持する上に効果がある。是等の點から考へて、八家私田中に百畝の公田を置くといふやり方は起り得べきであるとせらるゝ。又徹に關しては、徹とは元來税を取るの義であつて周人の特別な用法である。然るに周人の税法の特色は年々の收穫を見積り、是によりて税高を定むる斂法である。且つ其税率は什一である。此故に周人が單に徴科の意味に用ゐた徹が一般に周の税法の特色たる斂法と什一率とを以

て其内容とするに至つたとはるゝ。

以上の説明で見ると徹は周人の特有の税法である
とせらるゝから、助は周人以外の税法と見なければならぬ。併し孟子は詩を引いて周にも公田があるから周にも助法があつたといつて居る。そこで氏は是を解釋して徹は周の元來の税法であるが、周の豊鎬時代になつてから助法も盛んに周に行はれたのであらうと云はるゝ。

上述の氏の解釋は必しも無理とはいはれぬけれども併し助法には税法としての特色以外に八家團體の共救と云ふ社會組織上の美點を孟子が極力主張して居ることを見逃してはならぬ。氏は助法を以て人情敦朴の時代にのみ行はれ得るとせられたのであるが、併し孟子の考は此制度によりて澆季の世を人情敦朴の世に復歸せしめやうと考へたのである。故に助法には立法的組織の意味合を極めて強く含有して居るのであつて、此點は加藤氏も暗に

認められて居るやうである。若し孟子が此の法を滕に行つたとすれば或は行はれ得たかも知れぬが此法が古い時代に其まゝの形で行はれて居たと解釋するのが果して如何であらう。一步進んで考へるならば公田の存在と云ふことは單に税法上或は土地區劃上よりのみ理解し得べきであらうか。何んとなればかゝる意味の公田は是を耕作する人民にとつては極めて冷かな者であつて何休の心配せし如く恐らく熱心に耕作するものがなからうか。余輩は我公田に雨して我私に及べど願つた往昔の公田を以て孟子の意する公田と別に解釋すべきものであらうと思ふ。隨つて孟子の傳説を其まゝ事實と認定することを躊躇するものである。

又氏は徹法を以て周人の特別の税法とせられ乍ら豊鎬時代には盛んに助法をも行つたと解せらるゝのは少しく無理ではあるまいか。兎に角かく解する以上は豊鎬地方に助法が行はれて居たと解する

紹介

◎圖書

●近代小説史

文學博士 藤岡作太郎著

か若しくは周は新たにその地方の形勢に随つて助法を創めたとせなければならぬが、氏は恐らく第一の解釋を暗に豫想せられたのであらう。若しそうとすれば周人の詩に特に公田など、歌つてあるのが解釋し難いでなからうか。余輩は公田の性質及助法と八家との關係は今少し別の方面から研究する必要がなからうかと思ふ。

氏は更に進んで孟子にある宅地分配の事及周禮の土地制度及山澤の制度に就て研究せられたのであるが、周禮の如きは氏も一種の理想案として居らるるやうであるから必しも深究する必要がない。只其中公家の二畝半分授説、後溪の儒者の爰土易居説の批判の如きは頗る興味ある研究である。要之氏は確實なる根據の上に立ちて一步／＼紛糾せる、諸説を明確に批判しつゝ自己の説を主張せらるゝ態度は敬服の外ない。

東圃遺稿第四卷として出版せられしもの、藤岡博士遺稿の編纂は本卷を以て其完成を見しものなり。本書は既刊の三卷と同じく博士が大學に於ける講義を、學生の筆記と博士の手控の習書とによりて編輯し、更に藤井文學博士の校閲を経たるものなり。

本書總論以下を、假名草紙の時代、元祿時代、安永天明時代、文化文政時代の四編とし、各編夫れ夫れの時代風尚、著作の種類、作者の傳記等を叙章に分ち記述せり。總論、江戸時代の風尚、時代の分割に於ては、徳川時代と平安朝時代とを比較し、前者を尚武の時代、後者を文弱の時代として平安朝の趣味嗜好が徳川時代の夫れに變じ來る徑路を概言し、或は徳川時代の思想界に最も勢力ありしものは數百年の陶冶を経て發達し來りし不文の倫理なる武士道なりしことを論じ、又徳川時代文化が上下に普及することば言へ文學が多岐の無趣味の讀者を相手としたるため平安朝の夫れに比して作品の高下に差異ありし、或は江戸時代の調度が時世を談ずることを禁じたるため、事を近古中古に假託する風を生じ爲め